

検討事項案その1 (第1 総則的事項について)

【目次】

- 1 立法の形式について
- 2 目的規定の存置について
- 3 法律の適用範囲について
 - (1) 適用される仲裁の種類について
 - (2) 地域的適用範囲について
- 4 その他
 - (1) 書面による通知の方法について
 - (2) 異議権の喪失について

1 立法の形式について

【検討会資料3の1, 2参照】

外国仲裁及び内国仲裁, 民事仲裁及び商事仲裁等を包摂する新たな単行法を設けるものとする。

2 目的規定の存置について

【初出】

新たに整備する仲裁法に法律の目的を定める規定を置くかどうか, 置くとした場合にどのような目的とするかについて, 検討する。

【説明】

モデル法(模範法)には, 法律の目的規定はないが, 近時の立法では, 法律の目的を規定する例が多い。そこで, 新たに単行法としての仲裁法(以下, 便宜上「新仲裁法」という。)を設けるとした場合に, このような目的規定を置くべきか,

置くとした場合にはどのような内容を盛り込むかについて検討する必要がある。

(参考)

- ・ ドイツ法は、民事訴訟法第10編に仲裁に関する規定が置かれており、仲裁についての目的規定は存しない。
- ・ 韓国法第1条〔目的〕
「この法は、仲裁により私法上の紛争を適正・公平・迅速に解決することを目的とする。」
- ・ 英国法第1条〔一般原則〕
「(a) 仲裁の目的は中立公正な仲裁廷によって無用な遅滞や費用を避けて紛争の公平な解決を得ることにある。」

3 法律の適用範囲について

(1) 適用される仲裁の種類について

【検討会資料3の2参照】

仲裁法は、外国仲裁又は内国仲裁あるいは民事仲裁又は商事仲裁を問わず、適用されるものと考え、同法が適用される仲裁の種類を限定し、又は明示する規定は設けないものとする。

【説明】

モデル法（模範法）は、その性格上国際商事仲裁を対象としており、第1条においてこれを明示している。しかし、仲裁適格や仲裁可能性の問題は別にして、新仲裁法が適用される仲裁の種類そのものに限定を付さないとすれば、適用される仲裁の種類や範囲に関する規定を設ける必要はないと考えられる。

ちなみに、ドイツ法及び韓国法にも、この点に関する規定はない。

(参考)

- ・ モデル法（模範法）第1条〔適用範囲〕*1
「(1) この法律は、この国と他国間で有効な取極に反しない限り、国際商事仲裁*2に適用する。
*1 各条項の表題はもっぱら参考のためであって、解釈のために用いられるべきではない。
*2 「商事」という語は、商事性格のすべての関係から生じる事項を含むように広く解釈しなければならない。契約から生じるか否かを問わない。商事性格の関係は次の諸取引を含むが、これに限られない。物品又は役務の供給又は交換のための商取引、販売契約、商事代理、ファクタリング、リーシング、工場建設、コンサルティング、エンジニアリング、ライセンス、投資、金融、銀行業務、保険、開発契約又はコ

ンセッション，合併事業その他の形態の産業協力又は業務協力，航空機，船舶，鉄道又は道路による物品又は旅客の運送。」

(2) 地域的適用範囲について

【検討会資料12の 参照】

本事項については，準拠法に関する事項の一つとして，後に検討する予定である。

4 その他

(1) 書面による通知の方法について

【検討会資料8の 2参照】

書面による通知（裁判所の手続におけるものを除く。）について，モデル法（模範法）第3条に準じ，当事者が合意でその方法等を定めることを許容しつつ，そのような合意がない場合について，通知の相手方の営業所，住居所等が不明である場合にも，最後に知られていた営業所等に宛てて記録に残すことのできる方法で配達を試みた場合には，通知の受領の効果が生ずるものとするなど所要の方法を設けるものとする。

【説明】

通知については，当事者の手続保障の見地からその確実な到達・受領を期する必要がある一方，仲裁手続の円滑な進行と当事者の負担や利害の妥当な調整を図る必要がある。このような見地から，モデル法第3条にならった規制を設けることが考えられる。

【コメント】

- ・ 通知の在り方については，当事者自治の手続面での発現として，基本的には当事者が合意によって定めることができると解される。
- ・ 枠内に記載した方法は，海外に在る当事者に対する通知についても妥当なものかどうかについて，なお確認を要する。
- ・ モデル法（模範法）第3条の枠組みも，書面による通知を対象とするもので

あり、書面以外の方法による通知については、一般原則に則ってされることになると考えられる。

- ・ この点に関連し、近時の通信手段の発達等を反映し、例えば、オンライン手続の在り方についてどのように考えるかも問題となり、なお検討する。
- ・ 枠内に記載した方法による通知制度を採用するとした場合、援助協力の一環としての裁判所による通知の方途を認めないとするのでよいか。

(参考)

- ・ モデル法(模範法)第3条〔書面による通知の受領〕

「(1) 当事者が別段の合意をしていない限り、

(a) 書面による通知は、それが名宛人自らに配達されるか、その営業所、常居所又は郵便受取場所に配達されたならば、受領されたものとみなす。もしもこれらのいずれもが、妥当な調査をした後にも明らかにならなければ、書面による通知は、それが書留書状、又は配達をこころみたことの記録を残せる他の方法で、名宛人の最後に知られていた営業所、常居所又は郵便受取場所に送られたならば、受領されたものとみなす。

(b) 通知は、配達された日に受領されたものとみなす。

(2) 本条の規定は、裁判所手続における通知には適用しない。」

(2) 異議権の喪失について

【初出】

モデル法(模範法)第4条に準じ、仲裁法の任意規定又は仲裁合意上の取決めの違反がある場合において、当事者がこれを知りながら、遅滞なく異議を述べないで仲裁手続を進めたときなどは、異議を述べる権利を失うものとする。

【説明】

一般の民事裁判手続においても、与えられた攻撃防御の機会を利用しなかった場合には、一定の不利益を課されてもやむをえないとの考えから、相手方や裁判所の手続違背の行為について異議を述べる権利を失うとされている(民訴法第90条参照)。仲裁にあっても、先行する手続行為を前提に後行の手続が積み重ねられるという同様の構造を持っており、当事者の手続保障に配慮しつつ、手続の安定と円滑な進行を確保する見地から、所要の要件の下に一定範囲の手続違背について異議権を喪失する制度を設ける必要がある。

【コメント】

- ・ モデル法(模範法)第4条では、「異議を述べる権利を放棄したものとみなす。(deemed to have waived his right to object)」としている。一方、民訴法第90条は、端的に異議を「述べる権利を失う。」としている。
- ・ 枠内に記載した要件に該当し、異議を述べる権利を喪失した場合には、同一の事由を取消原因として仲裁判断取消しの申立てをすることはできなくなるものと考えられる。

(参考)

- ・ モデル法(模範法)第4条〔責問権の放棄〕
「この法律の規定のうち当事者がその規定と異なる合意をすることができる規定又は仲裁合意上の取極が遵守されていないことを知りながら、不当な遅延なく、又は期限が定められているときはその期限内に、かかる不遵守に対して異議を述べないで仲裁手続を進める当事者は、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。」
- ・ 民訴法第90条〔訴訟手続に関する異議権の喪失〕
「当事者が訴訟手続に関する規定の違反を知り、又は知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。ただし、放棄することができないものについては、この限りでない。」
- ・ ドイツ法第1027条〔責問権の喪失〕
「本編の任意規定に従わず、又は仲裁手続について合意した要件に従わない場合に、そのような違背について当事者が遅滞なく又はそれについて定められている期間内に異議を述べないときには、その当事者はもはや異議を主張することはできない。ただし、当事者が違背を知らず、かつ、知り得べからざるときは、この限りでない。」
- ・ 韓国法第5条〔異議申立権の喪失〕
「当事者が、この法律の任意規定または仲裁手続に関する当事者間の合意に違反する事実を知るにもかかわらず、遅滞なく異議を提出せずまたは定められた異議提出期間内に異議を提出せず、仲裁手続が進行されたときには、その異議申立権を喪失する。」